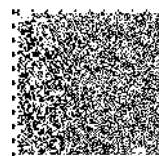


第3章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標と重点施策
3. 計画の体系



1 基本理念

ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり

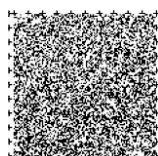
本市は、令和5年度を始期とする、今後10年間のまちづくりの指針となる「第2次久喜市総合振興計画」において、まちの将来像「人が笑顔 街が元気 自然が豊か 久しく喜び合う住みやすいまち 久喜」の実現を目指しています。

第1次及び第2次の地域福祉計画・地域福祉活動計画とも、基本理念として「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を掲げ、誰もが地域において自分らしくいきいきと生活していくために、「市民、行政、関係機関の協働による支え合いの仕組みの実現」を目指してきました。

第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画もこの基本理念を踏襲し、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指していきます。

2 基本目標と重点施策

本計画では、第2章でまとめた地域福祉に関する現状と課題を踏まえ、基本理念「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」の実現に向け、4つの基本目標と11の重点施策を定め、計画を体系的に展開していきます。



基本目標 1

誰もがいきいきと自分らしく暮らすことができる 地域づくり



重点施策 1 地域福祉への関心を高めます

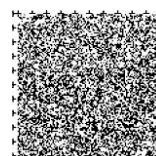
重点施策 2 地域福祉活動の担い手を育成します

誰もが住み慣れた地域で、安心して、いきいきと自分らしく暮らすことができるようになるためには、支え合いの地域をつくっていく必要があります。そのためには、普段から地域福祉への理解・関心を深め、地域福祉活動に参加する人が増えていくことが必要となります。福祉に対する理解・関心を深め、地域福祉活動に参画する機会をつくることで、地域福祉活動の担い手の育成を図ります。

本市では、令和2年3月に「健幸・スポーツ都市」を宣言しており、スポーツを通じた健康増進に取り組むこととしたところです。このことを踏まえて、生涯を通じて、地域福祉活動の担い手として活躍するとともに、充実した生活を送るために、健康を維持増進する取り組みを推進します。



小学校での福祉教育の様子





重点施策 1 地域にあった支え合いの構築を図ります

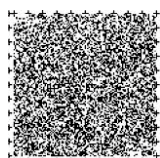
重点施策 2 世代を超え、誰でも参加できる身近な地域活動の充実を図ります

地域には、それぞれの地域課題があり、その解決には地域独自の視点や取り組みが必要とされています。地域にあった住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

あらゆる年代の人が、地域活動に参加できるように、多種多様な地域活動の充実を図ります。



ふれあい・いきいきサロンの様子



基本目標3

誰もがつながり、一緒に取り組む地域づくり



重点施策 1 複雑化・複合化した生活課題に対応するため、
包括的な相談支援体制を構築します

重点施策 2 支援を必要とする人が適切な支援を受けることが
できるよう、わかりやすい情報提供を行います

重点施策 3 個々の活動をつなぐ仕組みをつくります

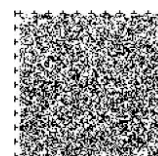
誰もが住み慣れた地域で、様々な問題を抱えながらも、自分らしく暮らすことができるよう、複雑かつ複合化した課題を抱える世帯や人を支援するために、ワンストップでわかりやすい相談窓口の設置など包括的な相談支援体制を構築します。

支援を必要とする人が適切な支援を受けることができるよう、様々な媒体を活用して、必要な情報をわかりやすく提供します。

地域、行政、関係機関等が連携しながら、支援する体制を構築します。



民生委員・児童委員協議会（地区定例会の様子）



基本目標4

誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり



- 重点施策 1 災害の備えや地域の見守り体制を強化し、孤立しない地域づくりを行います
- 重点施策 2 住み慣れた地域で自分らしく生活を送るために、福祉サービスの充実を図ります
- 重点施策 3 成年後見制度の利用促進、権利擁護に対する支援を行います
- 重点施策 4 犯罪をした者等に対する再犯防止の支援を行います

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らせるよう、平時の見守りや災害時に備えた体制づくりを推進し、孤立しない地域づくりを進めていきます。

また、様々な問題を抱えながらも自立した生活を送ることができるよう、各福祉計画で策定した事業の円滑な実施とサービスの向上を図っていきます。

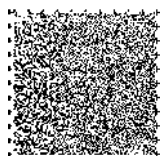
併せて、成年後見制度の利用促進や犯罪をした者等の再犯防止を支援していきます。



要援護者見守り支援事業に係る合同研修会の様子



あんしんカード



3

計画の体系

基本理念

ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり

基本目標

1. 誰もが
いきいきと
自分らしく
暮らすことができる
地域づくり

2. 誰もが
お互い様の気持ちで
支え合う
地域づくり

3. 誰もが
つながり、
一緒に取り組む
地域づくり

4. 誰もが
安全で安心して
暮らせる
地域づくり

重点施策

- 1 地域福祉への関心を高めます
- 2 地域福祉活動の担い手を育成します

- 1 地域にあった支え合いの構築を図ります
- 2 世代を超え、誰でも参加できる身近な地域活動の充実を図ります

- 1 複雑化・複合化した生活課題に対応するため、包括的な相談支援体制を構築します
- 2 支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、わかりやすい情報提供を行います
- 3 個々の活動をつなぐ仕組みをつくります

- 1 災害の備えや地域の見守り体制を強化し、孤立しない地域づくりを行います
- 2 住み慣れた地域で自分らしく生活を送るために、福祉サービスの充実を図ります
- 3 成年後見制度の利用促進、権利擁護に対する支援を行います
- 4 犯罪をした者等に対する再犯防止の支援を行います

